

平成31年玉村町議会第1回臨時会会議録第1号

平成31年1月16日（水曜日）

議事日程 第1号

平成31年1月16日（水曜日）午前10時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議案第1号 訴えの提起について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小林一幸君 | 2番 | 新井賢次君 |
| 3番 | 原利幸君 | 4番 | 月田均君 |
| 5番 | 渡邊俊彦君 | 6番 | 柳沢浩一君 |
| 7番 | 備前島久仁子君 | 8番 | 三友美恵子君 |
| 9番 | 浅見武志君 | 10番 | 石川眞男君 |
| 11番 | 宇津木治宣君 | 12番 | 石内國雄君 |
| 13番 | 高橋茂樹君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|------|-------|--------|------|
| 町長 | 角田紘二君 | 副町長 | 古橋勉君 |
| 総務課長 | 石関清貴君 | 環境安全課長 | 高柳功君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------------|-------|----------------|-----|
| 議会事務局長 | 田村進 | 庶務係兼 議事調査係長 | 岡部敦 |
| 庶務係兼 議事調査係 | 平野里都子 | | |

○開会・開議

午前10時30分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年玉村町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、9番浅見武志議員、10番石川眞男議員の両名を指名いたします。



○日程第2 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） 平成31年玉村町議会第1回臨時会について。

平成31年玉村町議会第1回臨時会が開催されるに当たり、本日午前9時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

町長から提案される議案は、訴えの提起に関する議案1件であります。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成31年玉村町議会第1回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇

○日程第3 議案第1号 訴えの提起について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、議案第1号 訴えの提起についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第1号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

本案につきましては、交通安全施設の適切な維持管理を目的として、交通事故によって交通安全施設を破損させた当事者へ、その損害賠償費用の納入を求めるものです。

議案書記載の相手方は、平成30年3月15日の午後2時40分ごろ、玉村町大字五料180番地1において交通事故を起こし、当該事故により当町管理物件であるカーブミラーを破損させたため、再三にわたり原状復旧を求めてまいりましたが、復旧には至らず、平成30年10月25日に8万1,432円の損害賠償債務を認め、支払いを確約する念書を徴しました。

しかしながら、現在に至るまで納入されず、さらに支払い督促のための面談を繰り返しましたが、納入に至らないため、やむを得ず本町より相手方に対し、民事訴訟法第383条第1項の規定により、平成30年12月13日、伊勢崎簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。

それに対し、相手方から同年12月21日に督促異議申し立て書の提出がありましたので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただき、訴訟手続に移行させていただくものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） ちょっと質問いたします。

何年前からか、こうした一連の流れの中で訴訟に至るということは議会も承知をしつつ、そして過去においても何度か訴訟をしてきました。しかしながら、町が、執行が一町民を告訴するということは本来あるべき姿ではないというふうに思います。しかしながら、税の徴収率なんかにおいてもこの訴訟を始めて以来、私は確実に上がっていると思うのです。ですから、どうしてもやむを得ないそうした案件に限り、訴訟については私もあえて否定するものではありませんけれども、今回のケースがそういうことに値すると考えているかどうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

柳沢議員がおっしゃられるとおり、本来こういった法的な請求に至る前に当事者の方からはお金のほうを納めていただくというようなことで、それが一番望ましい姿だと私のほうも感じております。そのために、再三本人には電話をし、また直接当人も3度ほど役場のほうに来まして、その都度今現在金策を行っているのだというようなことで、いついつまでにはお金のほうが入る予定なので、それまで待ってくださいというようなことを再三行ってきたわけですが、そちらがなかなかかなわず、一応念書をとってまでこちらのほうでは確約をご本人からいただいたわけなのですが、お約束を全然守っていただけないということで、こちらのほうからそういった法的手続のほうに移行させていただくけれども、よろしいかということでご本人には一応納得をしていただいた上で裁判所のほうに支払い督促の申し立てをさせていただいたわけですが、なので、今まで3月から年をまたいでこういう形の手続になってしまって、時間のほうは大分かかってしまったわけなのですが、そういった形で本来では議員のおっしゃられるとおりのやり方、それが望ましいとは私どもも考えているわけですが、やむを得ずということで今回法的な手続のほうをとらせていただいた、そういった形になります。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） それと、もう一つ確認しておきたいのですが、これは課長か、町長か、訴訟をすることによって、いわゆる見せしめ的な効果を期待しているという部分はあると思うのです。どうしてもそれは町もそういったいろんなさまざまな案件を放置をするわけにはいきませんから、こういった措置も必要だと思います。多くの場合は、払いたいけれども、払えないというケースもあり、あるいはまた支払い能力はありながら払う気がないというケースもあり、話し合いにも応じないというケースもあるのだというふうに思うのですが、過去の訴訟の中で訴訟に勝訴はしたけれども、取り立てができなかったというケースもあるのではないですか。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 過去に訴訟を起こしたこともあります、全てその後納入になっている

かどうかというところまでは、今の状態でちょっと把握できておりませんので、後ほど確認をしまして連絡をさせていただきたいというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 最後の質問にしますけれども、私としては安易に訴訟をすることについて、ひとつ警鐘を発したいと、こういうつもりでいます。今回の、つい先ほど全協でいただいたのですが、12月21日、町の言い分は認めているが、分割払い希望とあるのだけれども、これはどういうことですか。分割払いを希望しているのなら認めたらいいのではない、だめ。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらの支払い督促の当初の申し立てのほうで、そちらを一括納入をすると、そういった申し立てのほうをしております。それに対して当事者のほうが分割で支払いたいというような異議申し立てをした場合には、債務のほうは本人認めているのだけれども、支払い方法において町の考えと違うということの異議申し立てをされたわけです。基本的には異議申し立てが当事者から提出された場合には、法律上こちら裁判のほうに移行するというようになってしまっておりまして、そちらが出た段階で、もうこちらの通常訴訟に移行せざるを得ないというような、そういった流れになっております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 経過を見まして、訴えられているほうもお金で本当に苦労しているのかなという感じはあるのですが、要するに前方の車、運転していた方とぶつけたほう、今回の相手方との金銭的な問題というのは現在どうなっているのか把握できているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちら近々確認したわけではございませんけれども、以前確認したところによると、支払いのほうはされていないと。あとは当事者と口頭でお話をしたときには、まだそちらのほうも支払いができていないのだということで、そちらも含めて今金策を行っているというようなことを以前は申しておりましたので、多分まだ支払いのほうはされていないのかなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 相手は個人と個人で民間の話なのでしょうけれども、そういう状況の中で、公の機関である町としてはそういうことで督促状というか、訴訟するというところで、ぱっと考えると、

何か町が冷たくないかなという感じを受けます。それは、答えは別に必要ありません。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 今までの話を聞いていますと、相手の財産とか状況を調べているかと思えますけれども、どうも追突した相手方にもお金が支払われていない状況の中から、仮に訴訟しても取れるのですか。その辺は、なければ取れないというのが結論になってしまうと思うのですが、その辺はどんなふうな状況でしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらは財産のほうとかも調べは既に1回しておりますけれども、なかなかお金をいただくのは難しい人なのかなというふうには思っております。

ただ、今後差し押さえとかそういった法的措置に移行するためには、どうしても今回の訴訟のほうが必要になってまいりますので、こちらとしましては一応決められた手順のとおり手順を踏みまして、今後支払いのほうを促していくという、そういった形になります。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 手順は手順で、これがだめとかということを行っているのではなくて、結果として差し押さえるものがあるのか、あるいは財産がないものを、ないものはない袖は振れないではないですけれども、無理があると思うのですが、その辺のことをちょっと聞いているのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そちらにつきましては、今後内容のほうをよく調べさせていただきつつ、支払いのほうを確実に行っていただくように働きかけてまいりたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時52分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） では、先ほどの柳沢議員の質問にお答えいたします。

議員の皆様ご存じかと思うのですが、給食費等で訴えの提起を起こしたことがあります。それから、町営住宅の使用料についてもそういった例がございます。そこの例で今確認しましたところ、町営住宅等については取れなかった例はないということでもあります。

ただし、給食費については、その後確認をしたところ、本人の資力が足りないですとか、なかなか払えないというような状況で、分割払いにして対応しているですとか、あとはもう財産自体がほとんどないというようなものについては、その後払えるまでちょっと待つというような状況で対応しているというような例はあるということでもありますので、訴えの提起で全部払っていただける状況になっているかどうかというのはなかなか難しいこともあるということでもあります。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、まことにありがとうございました。

これもちまして平成31年玉村町議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時54分閉会